

令和8年度自立支援に向けた事業者の取組支援事業募集要項

令和8年5月13日

8福祉高介第356号

1 事業の概要

(1) 事業名

自立支援に向けた事業者の取組支援事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業目的

介護施設・事業所において質の高いケアを提供していくためには、利用者に関わる全ての職員が、ケアプランや介護計画、日々のアセスメントの結果など、ケアに関わる様々なデータを活用して取組の効果・課題などの把握を行い、PDCAサイクルを実践していくことが極めて重要である。

本事業は、科学的根拠に基づき、高齢者の自立支援に向けた先進的な取組を行う介護事業所や施設への支援及びその成果の東京都（以下「都」という。）へのフィードバックにより、都内における高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進することを目的とする。

(3) 事業実施期間

本事業の補助対象者として選定されてから令和10年3月31日までのうち、都が認める期間。なお、選定後、おおむね1か月以内に3に掲げる事業を開始すること。

(4) 募集対象者

高齢者の自立支援に向けた取組を行う介護事業所、施設を3か所以上確保した上で、科学的な根拠に基づくケアの実践を支援する者（法人格を有する者に限る。）

(5) 採択件数

第1号様式の事業計画書の内容を審査の上、3事業者を2（2）に定める研修等事業者として選定する。

2 用語の定義

(1) 介護事業所等

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス（別表に規定するサービスに限る。）を提供する事業所及び施設

(2) 研修等事業者

科学的介護情報システム（LIFE）等に蓄積されたデータの活用により、高齢者の自立支援に向けた取組を行う介護事業所等に対し、科学的根拠に基づくケアの実践について研修を行うとともに、目標設定・取組手法・取組成果の評価方法等を事業所等の実情に即して支援し、取組成果を分析・評価して都にフィードバックする事業者

(3) 取組事業所

研修等事業者の支援を受けて、当該事業所等を利用する高齢者の自立支援・重度化防止に取り組む(1)に規定する介護事業所等

(4) 自立支援・重度化防止の取組

第2号様式に掲げる指標を改善させるために、科学的根拠に基づき、取組事業所によって、取組事業所の利用者に対し行われるケアの実践

3 事業内容

以下に掲げる事業とし、(1)から(4)は必須とする。

なお、事業の実施状況について、事業終了までの間、第3号様式により3か月ごとに都に報告すること。

(1) 自立支援に関する研修等の実施

研修等事業者は、都内の3か所以上の取組事業所(※)の管理者及び職員に対して、科学的根拠に基づく自立支援に関する研修等を実施すること。研修等の実施に当たっては、事業所の管理者、リーダー層に限らず、幅広い層の職員を対象とすること。

(※) 取組事業所は、別表の<施設・居住系サービス>のグループ、<通所・多機能系サービス>のグループいずれか一方から選択することとし、グループをまたいで取組事業所を選ぶことはできない。

(2) 伴走型支援の実施

研修等事業者は、上記(1)で実施した研修等に基づき、取組事業所が実際に実施する自立支援・重度化防止の取組に対し、利用者ごとの目標の設定と計画の作成(Plan)、計画等に基づいたケアの実施(Do)、取組によって生じた変化の確認(Check)、フィードバックと計画書等の情報を組み合わせた改善(Action)の各工程において、伴走型の支援を実施すること。

自立支援・重度化防止の取組対象とする利用者は、一の取組事業所において最低10名選定すること。利用者の選定に当たっては、取組事業所の勤務体制を勘案して、全ての常勤介護職員が最低1名の利用者の自立支援・重度化防止の取組に関わることができるよう留意すること。

自立支援・重度化防止の取組は、原則として1名の利用者につき6か月以上継続することとし、取組開始前、取組開始から3か月ごと及び取組終了後に、取組事業所が第2号様式に定める「利用者評価表」により取組成果の計測を行う。研修等事業者は計測方法を指導する等の支援を行うこと。

また、原則として、各対象者の取組期間中又は取組期間終了後に、要介護認定の区分変更申請を行うこと(取組期間中または終了直後に更新を迎える場合を除く。)

(3) 取組成果等の分析・評価

研修等事業者は、上記(1)及び(2)の取組成果について、取組事業所の計測結果を基に分析・評価し、3か月に一度、第3号様式「事業実施報告書」により都に提出すること。

報告書の作成に当たっては、職員の意識の変化についても分析・評価し、報告書に盛り込むこと。

また、学識経験者による分析を加えるなど、多様な角度から分析・評価することが望ましい。

(4) 取組成果等のフィードバック

研修等事業者は、事業実施期間中に少なくとも1回以上、学会や学術大会、研究大会等で本事業に基づく取組について発表を行った上で、都に報告すること。

(5) その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組

4 応募資格

本事業の応募資格を有する研修等事業者は、以下に掲げる条件を満たす法人とする。なお、(2)から(5)については、グループを構成する取組事業所を運営する全ての法人についても満たす必要がある。

(1) 3に示す「事業内容」を実施できること。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税について滞納がないこと。

(3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 過去5年間に社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく改善等の命令又は指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていない者であること。

(5) 介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っている者であること。

(6) 令和7年度事業の研修等事業者として採択されていないこと。

5 応募方法等

(1) 提出書類

ア 事業計画書（別紙第1号様式を含め30ページ以内）

以下の必須項目を網羅すること。

- ・ 3(1)から(5)に掲げる各取組内容の詳細
- ・ 本事業の期中における到達目標及び終了時点における到達目標
- ・ 事業スケジュール（3に掲げる各取組内容を含む。）

イ 事業所情報（第1号様式別紙1）

ウ 所要経費積算内訳（第1号様式別紙2）

- エ 法人の定款の写し
- オ 登記事項証明書
- カ その他参考となる資料

(2) 応募方法

以下のホームページから必要事項を入力し応募すること。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp//kourei/hoken/youkaigo/jiritsu>

(3) 応募期限

令和8年7月31日（金曜日）23時59分まで

6 審査方法

(1) 審査

5により応募された内容を基に都が設置する自立支援に向けた事業者の取組支援事業補助対象事業者審査委員会（以下「委員会」という。）により審査を行い、3事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知について

審査結果については、全ての応募事業者に文書により通知する。

7 審査のポイント

審査委員会では、別に定める「自立支援に向けた事業者の取組支援事業補助対象事業者審査要領」に基づき、以下の内容を中心として審査を行う。

- (1) 本事業の目的・趣旨及び事業内容の理解
- (2) 本事業の実施体制
- (3) 本事業の活用方法及び活用により期待される効果
- (4) 本事業の効果検証の体制
- (5) 令和7年度採択事業と比較した、事業内容の独自性
- (6) その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組

8 審査等に係るスケジュール

研修等事業者の決定 令和8年9月上旬（予定）

9 採択事業者における補助金の交付申請手続

- (1) 別に定める「令和8年度自立支援に向けた事業者の取組支援事業費補助金交付要綱」に基づき、都は、採択された研修等事業者に対して補助を行う。

なお、令和9年度にわたる計画が採択された場合でも、補助金は1年ごとに交付する。

- (2) 採択された研修等事業者は、別途指定する期間内に、補助金の交付申請書類を都に提出すること。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合には、応募を受け付けない。

また、研修等事業者として決定した後、次のいずれかに該当することになった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消すことがある。

- (1) 応募資格の各条件を満たしていない場合
- (2) 応募内容に虚偽の内容があった場合
- (3) 破産等により本事業の実施が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) (1) から (4) に定めるもののほか、応募及び本事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募や審査等に当たって提出された資料は返却しない。
- (3) 委員会の審査は非公開で行い、審査内容に関する質問は受け付けない。
- (4) 各研修等事業者の年度ごとの取組内容は、都民への情報提供の一環として、東京都ホームページで公表する。

12 問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護保険担当

問合せフォーム <https://logoform.jp/form/tmgform/1553602>

別表（２（１）関係）

対象サービス
<p data-bbox="204 432 555 465"><施設・居住系サービス></p> <ul data-bbox="204 528 1385 752" style="list-style-type: none"><li data-bbox="204 528 1385 752">・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護 <p data-bbox="204 913 587 947"><通所・多機能系サービス></p> <ul data-bbox="204 1010 1385 1137" style="list-style-type: none"><li data-bbox="204 1010 1385 1137">・通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護